明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（六八）　二
〔政　令〕
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（二三八）　四
〔条　約〕
○刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定（一三）　五
〔告　示〕
○刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生に関する件（外務五〇五）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（法律第六八号）（総務省）

1　選挙の期日に関する事項

㈠　平成二三年三月一日から同年五月三一日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二八日以前に行う場合及び公職選挙法第三四条の二の規定（以下「九〇日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては同年四月一〇日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二四日とした。（第一条第一項関係）

㈡　平成二三年六月一日から同月一〇日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ㈠に掲げる期日とすることができることとした。（第一条第二項関係）

㈢　統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していた地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、一定の場合における当該選挙の期日は、それぞれ㈠に掲げる期日とした。（第一条第三項関係）

㈣　統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していなかった地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、一定の場合における当該選挙の期日は、それぞれ㈠に掲げる期日とした。（第一条第四項関係）

2　選挙期日の告示に関する事項

1により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとした。（第二条関係）

㈠　都道府県知事の選挙にあっては、平成二三年三月二四日

㈡　指定都市の長の選挙にあっては、平成二三年三月二七日

㈢　都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙にあっては、平成二三年四月一日

㈣　指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては、平成二三年四月一七日

㈤　町村の議会の議員及び長の選挙にあっては、平成二三年四月一九日

3　九〇日特例の規定の取扱いに関する事項

九〇日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成二三年三月一日から同年五月三一日までの間に満了する場合には、適用しないこととした。（第三条関係）

4　同時選挙に関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙ごとにそれぞれ公職選挙法第一一九条第一項の規定による同時選挙とするものとし、指定都市の選挙と当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙については、同条第二項の規定による同時選挙とすることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

5　重複立候補の禁止に関する事項

1により平成二三年四月一〇日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区の全部又は一部を含む区域において1により同月二四日に行われる選挙又は同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等における公職の候補者となることができないこととした。（第五条第一項関係）

6　寄附等の禁止に関する事項

1の㈠又は㈡により行われる選挙についての寄附等の禁止の期間は、一定の場合を除き、それぞれの選挙の期日前九〇日に当たる日から当該選挙の期日までの間とした。（第六条及び第七条関係）

7　人口の特例に関する事項

1により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数等を定めるに当たり、平成二三年一月一日までに平成二二年の国勢調査の結果による人口が官報で公示されるに至らなかった場合には、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、官報で公示された平成一七年の国勢調査の結果による人口によることができることとした。（附則第二条第一項関係）

8　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（政令第二三八号）（総務省）

1　選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第二条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、選挙の期日）現在により告示日の前日に行うものとし、当該登録をした者の氏名等を告示日に縦覧に供することとした。（第一条関係）

2　署名収集の禁止期間に関する規定の取扱いに関する事項

法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙についての署名収集の禁止期間は、一定の場合を除き、それぞれの選挙の期日前六〇日に当たる日から当該選挙の期日までの間とした。（第二条及び第三条関係）

3　同時選挙に関する規定の取扱いに関する事項

公職選挙法第一二〇条第三項及び第一二一条の規定は、法第四条第二項の規定により指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しないこととした。（第四条関係）

4　指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならないこととした。（第五条関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。